

# くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

## 「必ずもうかる」とうたう情報商材を 購入したが、うそだったので解約したい

「広報しばた」2月15日号で、情報商材によるトラブルについてお知らせしましたが、現在も同様の相談が多く寄せられています。困ったことがある場合は、早めにご相談ください。

### 【事例】

インターネット上で「必ずもうかる」「電話・メールで安心サポート」「返金保証」とうたう情報商材の広告を見て興味を持ち、クレジットカード払いで購入した。しかし、広告の内容とは違っていたので、解約しようと思い電話したがつながらない。

### 【対策】

- ▼ 広告の「誰でも必ずもうかる」などという表示には、注意が必要です。安易に信用しないようにしましょう
- ▼ 購入する前に事業者の所在地や電話番号などを調べ、連絡が取れるか確認しましょう
- ▼ クレジットカードで契約した場合で、このようなトラブルが生じた際は、直ちにカード会社に連絡し事情を説明しましょう
- ▼ 業者には、解約の申し入れを書面で郵送しましょう

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の9:00～16:00（時間に余裕を持ってお越しください）

## 司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

とき＝8月5日⑩13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

